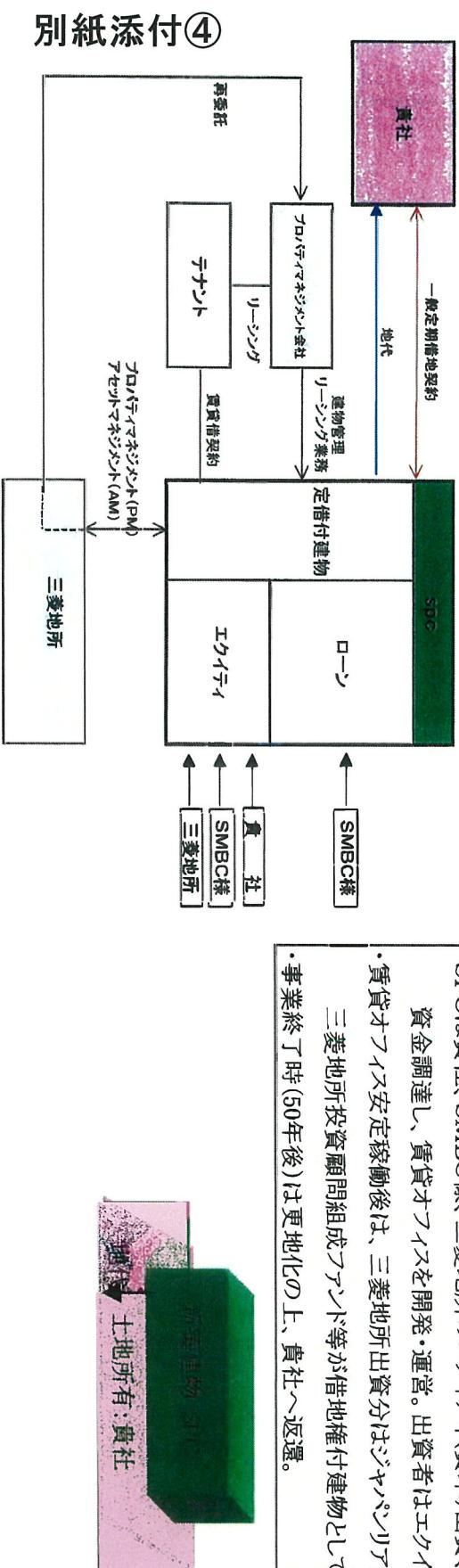


定期借地スキームについて

1. 基本スキーム

■スキーム図



2. 本スキームの安定性について

- ①貴社はSPCと定期借地権設定契約(借地借家法第22条による)を締結。
 - ・借地料支払の優先順位はSPCのエクイティ配当、ローン返済、管理業務費よりも高く設定。
 - ・消費者物価指数等と連動させて、地代改定。
- ②三菱地所グループにより事業全体をサポート。
 - ・建物の運営管理(PM業務)及び、テナントリーシング業務は三菱地所グループ会社にて受託。
 - ・SPCのAM(アセットマネジメント)業務は三菱地所(又は三菱地所投資顧問)が受託。
 - ③事業終了時(50年後)は更地化の上、貴社へ返還。(保証金として建物解体費相当額を預託する事も可能。)